

令和8年6月30日

## 東京都「宿泊税」の変更

東京都から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

変更される東京都宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	東京都
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ <u>旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設</u> ・ <u>国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設</u> ・ <u>住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設</u>
税收の使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	<u>上記施設における宿泊料金</u>
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	<u>宿泊料金の3%</u>
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 <u>190 億円</u>
課税免除等	宿泊料金が1人1泊 <u>13,000 円未満</u> の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約 <u>1.5 億円</u>
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

※下線部が変更箇所を示す。

- ・ 令和8年 3月 27日 東京都議会にて条例案可決
- ・ 令和8年 4月 7日 総務大臣協議
- ・ 令和8年 6月 30日 総務大臣同意
- ・ 令和9年 4月 1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。